

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月15日 02時39分ごろ
発生場所	鳴門海峡 かど 門埼灯台から真方位249°670m付近 (概位 北緯34°14.4′ 東経134°39.2′)
事故の概要	コンテナ船 ^{イーエルビーマスター} ELBMASTERは、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 ELBMASTER（アンティグア・バーブーダ籍）、7,170 トン 9532343（IMO番号）、ELBCREW GMBH & Co. KG
乗組員等に関する情報	船長（ウクライナ籍）、締約国資格受有承認証 船長（アンティグ ア・バーブーダ発給）
負傷者	なし
損傷	船底部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：潮流 北流約7ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長ほか11人（ロシア連邦籍3人、リトアニア共和国籍 1人、フィリピン共和国籍7人）が乗り組み、鳴門海峡を約14.5 knの対水速力で南進中、北流の潮流に圧流され、大鳴門橋北側の浅瀬 に乗り揚げた。 船長は、平成27年から日中における鳴門海峡の通航経験を有して いたものの、夜間の通航は初めてであり、また、北流約7knの潮流で の通航は困難であったと本事故後に思った。
分析	本船は、夜間の鳴門海峡通航が初めての船長が、北流約7knの逆潮 流下で南進を続けたことから、圧流されて大鳴門橋北側の浅瀬に乗り 揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、夜間の鳴門海峡通航が初めての船長が、 北流約7knの逆潮流下で南進を続けたため、圧流されて大鳴門橋北側 の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・夜間の狭水道の航行経験がない場合は、潮流の強い時間帯を避 け、できる限り日中に航行することが望ましい。